

荒尾市立図書館
資料選定基準について

平成28年1月

荒尾市立図書館 指定管理者

シダックス大新東ヒューマンサービス(株)

荒尾市立図書館資料選定基準

この基準は、荒尾市立図書館の資料収集方針に基づき、図書館の資料選定にあたっての具体的な判断基準を定めるものである。

第1 共通選定基準

(1) 選定・収集に当たっての基本的事項

ア 網羅的に収集する分野以外は、蔵書構成のバランスにも留意し、特定の分野のみを突出して収集する結果にならないように努めるものとする。

イ 文庫本や中綴じ本等の保存性に難があるものについては、収集に当たっては慎重に判断する。

(ア) 文庫本は、利用が多い資料の複本や文庫オリジナル等に限定して収集する。なお、文庫によっては特定のシリーズやカテゴリーに絞って発行されているものがあるが、それらを突出して収集することで文庫の蔵書構成にバランスを欠いた結果を招かないように留意する。

(イ) 中綴じ本は、原則として収集しない。

ウ 自費出版の資料は、慎重に吟味した上で収集する。

エ 高齢者や弱視者等の読書活動を支えるため、大活字本は分野を問わず網羅的に収集する。ただし、児童書の大活字本については、利用動向を勘案して収集する。

オ CDやDVDなどのデジタルメディアが付属している資料については、館外貸出が可能と確認できるもの、また付属資料を除いた状態で活用できる資料のみを収集する。

(2) 収集しない資料

ア 主に専門家や研究者が利用するような、高度な研究書、学術書。

イ 特定の宗教及び政党並びに企業等の宣伝傾向が著しいもの。

ウ 個人が専有し利用することを目的とする資料。(例：学習参考書、資格取得に関する問題集、レッスン用の楽譜、ゲーム攻略本など)

エ 1回または数回の使用で、その利用価値が著しく損なわれる資料。

(例：ひらがな練習帳、シールブック、ぬり絵など、書き込みや切り取りなどを主目的とする資料や、壊れやすい立体絵本など)

第2 一般図書の選定基準

日本十進分類法による各分野の選定にあたっての留意点は、次の通りとする。

(1) 分類0類 総記（図書館・書誌学・百科事典・逐次刊行物・叢書）

ア 情報科学の分野は、技術革新が著しく社会的影響も大きいいため、基本的な技術書及び実用書を収集し、最新の情報を提供できるように努める。

イ 参考図書は、最新情報、データを提供できるように留意して収集する。

ウ 図書館、書誌学、読書指導、著作権、出版に関する資料は、積極的に収集する。

(2) 分類1類 哲学（哲学・心理学・倫理学・宗教）

ア 各分野の基本書を体系的に収集するとともに、入門書や概説書なども幅広く収集する。

イ 超心理学、心霊、占い、運命判断に関する資料は、できる限り科学的な立場から記述された資料など、厳選して収集する。

ウ 宗教は、特定の宗教または宗派に偏らないよう考慮し、基本書を中心に収集する。ただし、宗派の宣伝傾向が著しいものは収集しない。なお、郷土資料として、神道及び仏教については、荒尾市に関するものを積極的に収集する。

(3) 分類2類 歴史（歴史・伝記・地理・紀行）

ア 特定の歴史観や学説に偏らないよう、幅広く収集する。

イ 伝記は、特定の人物に偏らないよう、日本人・外国人とも年代を問わず、幅広く収集する。

ウ 写真や図版は、各年代を理解するために役立つものを収集する。

エ 旅行ガイドブックや地図は、定期的に最新のものに更新し、正確な情報を提供できるように努める。

(4) 分類3類 社会科学（政治・法律・経済・統計・社会・教育・民族学・軍事）

ア 様々な学説や主張を把握できるよう、多様な観点から資料を幅広く収集する。

イ 各分野の基本書を収集する。

ウ 各分野にわたり、入門書から専門書まで幅広く収集する。

エ 社会科学は時代と深く関わっている分野であるので、今日的主題を扱った資料は、積極的に収集する。

オ 法律、経済、税金、年金、介護など、日常生活及び実務上で必要な実用書及び実務書は、最新の資料を収集する。

(5) 分類4類 自然科学（数学・化学・医学）

ア 各分野の基本書を収集する。

イ 自然科学は非常に専門化、細分化されている分野であり、入門書から専門書までを収集の範囲とするが、個別分野の高度で専門的な資料は収集しない。

ウ 写真や図版、読み物等、親しみやすいものや実用書等も収集する。

エ 医療・健康・栄養学などは関心が高い分野であり、最新の情報を提供できるよう留意する。なお、医学上定説となっていない治療法や民間療法に関する資料は、厳選して収集する。

(6) 分類5類 技術（工学・工業・家政学・生活科学）

ア 各分野の基本書を収集する。

イ 工業は専門化、細分化されている分野であり、入門書から専門書までを収集の範囲とするが、高度で専門的な資料は収集しない。

ウ 技術または工業の進歩に合わせて、最新の情報を提供できるように収集する。

エ 家政学または生活科学は、趣味や実用に役立つ資料も幅広く収集する。

(7) 分類6類 産業（農林業・水産業・商業・交通）

ア 各分野の基本書を収集する。

イ 産業は専門化されている分野であり、入門書から専門書までを収集の範囲とするが、高度で専門的な資料は収集しない。また、特に荒尾市の特性に考慮して収集する。

ウ 各種産業の今日的課題を扱った資料を積極的に収集する。

エ 園芸やペットなどの分野は、趣味実用に役立つ資料を豊富に収集する。

(8) 分類7類 芸術（美術・音楽・演劇・スポーツ・諸芸・娯楽）

ア 市民の教養、趣味、娯楽に役立つ資料を、鑑賞・評価・研究と創作・実技等の両面にわたり幅広く収集する。ただし、1枚物の楽譜は収集しない。

- イ 趣味として利用の多い分野については、入門書を中心に収集する。
- ウ 美術全集・画集・写真集は、基本書を中心に収集する。ただし、写真集のうち、いわゆるタレント本（スポーツ選手等をタレント的に扱うものも含む。）に類するものは収集しない。また、美術全集・画集・写真集は高価なものが多いため、利用頻度と価格のバランスに考慮する。
- エ スポーツは、ルールや技術書の他、理論、歴史、大会記録書などにも留意して収集する。
- オ タレント・芸能人本は、内容を吟味した上で慎重に収集する。
- カ 漫画（コミック）については、別項で定める。

(9) 分類8類 言語

- ア 市民の教養、学習、実用に役立つ資料を収集する。
- イ 辞典類は、基本的なものを中心に収集する。

(10) 分類9類 文学

- ア 市民の利用が多い分野であり、豊富な資料を幅広く収集する。
- イ 評価の定着した日本文学及び外国文学作品は、古典から現代文学まで収集する。
- ウ 著名な文学者については、個人全集はもちろんのこと、伝記、作家研究、評論等も収集する。
- エ 児童文学関係資料は、絵本論や児童文学研究書を中心に収集する。

第3 参考図書を選定基準

参考図書は、図書館のレファレンスコレクションの中心であり、レファレンスサービス上の重要な資料となるもので、図書館蔵書の最も基幹となる資料群である。荒尾市立図書館では、利用状況及び当館のレファレンスサービスの特徴及び傾向に留意し収集する。

(1) 参考図書として取扱い資料

ア 辞典 イ 事典 ウ 年表・年鑑 エ 人名事典 オ 電話帳 カ 便覧・ハンドブック キ 書誌・目録 ク 索引・抄録 ケ 図譜・図鑑・地図 コ 資料集・法令集 サ 官報・白書 など

(2) 個人情報保護の見地から、非公刊の住所録は収集しない。

(3) 参考図書は、可能な限り最新のものを収集することに努めるものとする。

第4 児童書（絵本、紙芝居を含む）の選定基準

児童期には、書物に対する好みや質の感覚が養われるときであり、書物によってある事への興味が喚起されたり、ものの考え方が方向付けられたりすることが多い。また、この時期にふれる書物が、生涯にわたって影響することもある。児童書の中には、ある年齢層の子どもにしか楽しめないものもあるので、幅広く原則として網羅的に収集する。

(1) 児童書選定・収集に当たっての基本的事項

- ア 本との出会いや読書の楽しさを体験できるよう、子どもの希望に対応できる資料を収集する。
- イ 各分野での評価の定まった資料は、常に備えるよう努める。
- ウ 新刊書は、原則として網羅的に収集する。

(2) 科学読物・参考書・実用書

- ア 自由学習、調べ学習に役立つものであること。
- イ 写真や図版が豊富で、分かりやすく記述されていること。
- ウ 新しい情報や研究成果に基づく内容であること。
- エ 趣味やスポーツ等の実用書については、入門書（鑑賞・実技・ルール等）から、やや高度なものまでを収集する。

(3) 絵本

- ア 絵が見るものに訴えかける力を持っていること。
- イ 絵がストーリーを語っていること。
- ウ 絵と文が調和していること。
- エ 様々な言語で書かれたものを、必要に応じて収集する。
- オ 多くの人に読み継がれてきたものは、積極的に収集する。
- カ 製本がしっかりして壊れにくいものを収集する。
- キ 乳幼児向けの絵本を収集する。

(4) 文学

- ア 子どもの視野を広げ、その成長に役立つものを収集する。
- イ 古典から現代の作品まで、また昔話・伝説・フィクション・ノンフィクションまでの各ジャンルを幅広く収集する。
- ウ 多くの人に読み継がれてきたものは、積極的に収集する。

(5) 紙芝居

紙芝居は、印刷紙芝居だけでなく、手作り紙芝居なども考慮し、以下の点に留意して収集する。

- ア 紙芝居は、紙を抜くときに動きを表すことができる。この性質を生かして、絵に動きがあるもの。
- イ 絵と語りが調和しているもの。
- ウ はっきりとした輪郭と色使いで、絵が遠くからも見えるもの。
- エ 脚本の場面割に工夫がなされているもの。
- オ 発想がおもしろいもの。

第5 ヤングアダルト資料の選定基準

- (1) 中学生、高校生を中心とした世代は、児童とも成人とも異なる要求をもった独自の存在である。既に読書習慣を持つ者には更に一般書へとつなぐため、読書習慣を持たない者には本に出会う楽しみを知るきっかけ作りとするために、児童書と一般書の間を埋める青少年向け（ヤングアダルト資料）を収集する。
- (2) 実用書では、多岐にわたる興味の枝を伸ばすことを目的とし、時代に沿った新鮮な内容の資料を収集する。
- (3) 文学は、現代の感性を生かした詩や小説を収集する。古典は、青春文学として読み継がれる作品を主体に収集する。
- (4) 資料は原則として、中学生・高校生向けとして出版されたものを収集する。ただし、大人向けに出版されていても、青少年が関心を持って読むことができるものは、収集の対象とする。

第6 郷土資料の選定基準

市民の調査・研究のため、熊本県及び荒尾市の歴史・文化を伝えていくために、地域・行政資料等を収集する。熊本県の各地域の資料についても、必要に応じて収集する。

荒尾市立図書館では、次の資料を郷土資料として収集するものとする。

- (1) 荒尾市について書かれたもの
 - ア 荒尾市に関する歴史
 - イ 地誌（地名・絵画・地図・史蹟名勝・紀行・写真集）
 - ウ 神社・仏閣等に関するもの
 - エ 行政・経済・文化に関するもの
 - オ 民話・方言・慣習・年中行事に関するもの
 - カ 荒尾市を取り扱った文芸作品（一般書とするか否かは内容を精査する。）

キ 郷土芸能に関するもの

(2) 荒尾市出身者・在住者・在職者の著作物

ア 内容を重点として特に荒尾市に関する著作物

イ 出身者・在住者・在職者であっても、荒尾市に関する著作物でなければ郷土資料としない。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りではない。

(3) 荒尾市で発行されたもの

ア 荒尾市関連記事

イ 官公庁及び団体の刊行物

ウ 荒尾市に関する資料、特に行政資料は網羅的に収集する。

(4) 準郷土資料

ア 熊本県に関するもの（内容は（1）～（3）と同様）

イ 荒尾市に関連性の深い近隣市町地域の歴史・風土・芸術・産業等の実情や変遷の記録や写真、その他資料の収集に努める。

第7 視聴覚資料の選定基準

(1) 視聴覚資料選定・収集に当たっての基本的事項

ア 趣味、レクリエーション、ビジネス、日常生活に役立つ資料を収集するとともに、郷土資料としての市販資料及び自主制作資料にも留意する。

イ 視聴覚資料は、資料単価が高額のものが多いため、購入資料の選定は、慎重に行うものとする。なお、この事情により、視聴覚資料のリクエストは行わないものとする。

(2) 音声資料

ア 過去にカセットテープ、CDと収集する音声メディアが変遷してきているが、当面はCDのみを収集し、テープメディアは原則として収集しないものとする。

イ 今後時代とともに更なる音声メディアが変化したい場合は、その時点で改めて対象とするメディアを検討する。

ウ 収集する分野は、音楽、朗読、落語等の伝統芸能など、音声に係る資料とする。

エ 収集にあたっては、将来の資料的価値を十分吟味して選定する。なお、この点に関して、音楽分野におけるオムニバス物の選定は、慎重

に行うものとする。

(3) 映像資料

ア 過去VHD（ビデオディスク）、LD（レーザーディスク）、DVDと収集メディアが変遷してきた。当面DVDを収集することとするが、既にブルーレイディスクも登場しており、今後時代の流れに沿って、収集メディアを変更することも検討していく。なお、テープメディアは原則として収集しないものとする。

イ 映像資料は、著作権（少なくとも上映または館外貸出）許諾済みの資料で、以下を収集対象とする。

(ア) 映画、ドラマ作品で、評価の定まったもの。

(イ) TV等で放映されたドキュメンタリー作品で、広く視聴が見込まれるもの。

(ウ) その他のジャンルで、広く視聴が見込まれるもの。

第8 高齢者・障がい者用資料の選定基準

(1) 視覚障がい者等の利用に供するため、録音図書、点字図書、大活字本を収集する。

(2) 録音図書、点字図書は、購入等によるほか、自館制作で収集する。

(3) 録音図書、点字図書、大活字本は、利用動向を把握した上で資料を選定し、収集する。

第9 漫画の選定基準

漫画は、わが国の出版分野の中で大きな部分を占めており、ポップカルチャーとして国際的に大きな評価を得ているものの一つであるが、荒尾市立図書館では、蔵書スペースの確保が難しいことから、限定して収集するものとする。なお、この事情により、漫画のリクエストは行わないものとする。

収集する資料は次の通りとする。

(1) 漫画文化に大きく貢献したと思われる漫画家の作品。ただし限定的に収集する。

(2) 現代社会の動きなどを漫画形式で表現する一般向け作品（フィクションは除く。）及び児童向け学習漫画。ただし、学習漫画については、主題・内容等を検討し収集するように努める。

(3) 漫画と文章が混在している資料については、漫画部分（コマ割ページ）が全体の1/2以上と判断されるものは漫画とみなし、内容に応じて収集する。

- (4) 熊本県及び荒尾市出身者・在住者・在職者が著作者である漫画は、主題・内容等を検討し出来る限り収集に努める。

第10 逐次刊行物の選定基準

(1) 新聞

- ア 主要な全国紙及び地元紙を中心に収集する。
- イ 新聞の休廃刊等が生じた時は、当該紙の分野や金額等を考慮して、代替となる新聞を収集する。
- ウ 新聞の収集期間は、以下の通りとする。
 - (ア) 有明新報社 永年保存
 - (イ) 熊本日日新聞社 10年保存
 - (ウ) 上記(ア)・(イ)以外のものは、3年保存

(2) 雑誌

- ア 市民の趣向や流行に留意し、各分野のバランスを考慮して収集する。
- イ 雑誌の休廃刊が生じた時は、当該雑誌の分野や金額などを考慮し、各分野のバランスを崩さないよう配慮した上で、代替誌を収集する。
- ウ 雑誌の収集期間は、原則1年間とする。

第11 その他

(1) パンフレット・リーフレット

必要に応じて収集する。

(2) 複本

複本は次に掲げるものを必要に応じて収集する。

ア 児童書・絵本

イ 郷土資料

なお、荒尾市に関する資料は、基本的に2冊（貸出用、保存用）とする。

ウ 移動図書館専用資料

(3) その他

その他利用者の動向や出版情報を長期的な視点から総合的に勘案し、利用しやすい蔵書の構成となるように留意する。この基準に定めるもののほか必要な事項は、選書会議で内容を検討した上で、館長が内規を定め、合わせて荒尾市教育委員会との協議による。